

市報第10号

横浜市建築基準条例及び横浜市不燃化推進地域における
建築物の不燃化の推進に関する条例の一部改正について
の専決処分報告

横浜市建築基準条例及び横浜市不燃化推進地域における建築物の
不燃化の推進に関する条例の一部改正については、特に緊急を要す
るため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったので
、地方自治法第 179 条第 1 項の規定を適用し、令和元年 6 月 25 日市
長において次のように専決処分したので、同条第 3 項の規定により
報告する。

承認願いたい。

令和元年 9 月 3 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市建築基準条例及び横浜市不燃化推進地域における建築物の
不燃化の推進に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する
。

令和元年 6 月 25 日

横浜市長 林 文 子

横浜市条例第18号

横浜市建築基準条例及び横浜市不燃化推進地域における
建築物の不燃化の推進に関する条例の一部を改正する条
例

(横浜市建築基準条例の一部改正)

第 1 条 横浜市建築基準条例（昭和35年10月横浜市条例第20号）の
一部を次のように改正する。

第16条第2項中「第112条第12項、第13項第2号、第14項及び第15項」を「第112条第17項、第18項第2号、第19項及び第20項」に改める。

第29条第3項中「第112条第13項第2号」を「第112条第18項第2号」に改める。

第53条の6第2項中「第112条第14項」を「第112条第19項」に改める。

第53条の8中「第112条第12項」を「第112条第17項」に改める。

(横浜市不燃化推進地域における建築物の不燃化の推進に関する条例の一部改正)

第2条 横浜市不燃化推進地域における建築物の不燃化の推進に関する条例（平成26年12月横浜市条例第75号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「もの又は」の次に「建築基準法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和元年政令第30号）第1条の規定による改正前の」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参 考

横浜市建築基準条例（抜粋）

（上段 改正後）
（下段 改正前）

（耐火建築物等）

第 16 条 （第 1 項省略）

- 2 前項の場合において、建築物の一部が他の用途に供されるときは、その部分とその他の部分とを令 第 112 条第 17 項、第 18 項第 2 号、第 19 項及び第 20 項 第 112 条第 12 項、第 13 項第 2 号、第 14 項及び第 15 項 に規定する構造物で区画しなければならない。

（敷地と道路との関係）

第 29 条 （第 1 項及び第 2 項省略）

- 3 同一建築物内にある 2 以上の興行場、公会堂又は集会場が、それぞれ耐火構造とした床若しくは壁又は令 第 112 条第 18 項第 2 号 第 112 条第 13 項第 2 号 の規定に適合する特定防火設備で区画され、かつ、それらの主要な出入口がそれぞれ近接しない位置において異なる道路に面する場合においては、それぞれの興行場、公会堂又は集会場について前 2 項並びに次条及び第 40 条の規定を適用する。

（第 4 項省略）

（建築物の主要構造部に関する制限の特例）

第 53 条の 6 （第 1 項省略）

- 2 令第 108 条の 3 第 4 項に規定する建築物に対する第 16 条第 2 項（令 第 112 条第 19 項 第 112 条第 14 項 に規定する構造物を除く。）、第 23 条の 4 第 2 項（令 第 112 条第 19 項 第 112 条第 14 項 に規定する構造物を除く。）、第 29 条第 3 項、第 36 条第 3 項、第 41 条第 2 項、第 45 条第 1 項、第 49 条第 2 項（令 第 112 条第 19 項 第 112 条第 14 項 に規定する構造物を除く。）及び第 53 条の

4 の規定（以下この項において「防火区画等に関する規定」という。）の適用については、これらの建築物の部分で主要構造部であるものの構造は耐火構造と、これらの防火設備の構造は特定防火設備とみなし、これらの建築物に対する防火区画等に関する規定以外の耐火性能に関する規定の適用については、これらの建築物の部分で主要構造部であるものの構造は耐火構造とみなす。

（避難上の安全の検証を行う建築物に対する基準の適用の特例）

第 53 条の 8 令第 129 条の 2 第 1 項に規定する建築物については、第 16 条第 2 項（病院、診療所及び児童福祉施設等を除き、令 第 11 条第 2 項 第 17 項 に規定する構造物に限る。）、第 19 条（診療所及び児童福祉施設等を除く。）、第 27 条第 2 項（廊下の幅に限る。）、第 33 条第 2 項、第 35 条第 1 項から第 4 項まで、第 36 条第 1 項から第 4 項まで（同項第 2 号及び第 3 号を除く。）、第 38 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項、第 39 条、第 40 条第 1 項（出口の幅の合計に限る。）及び第 2 項、第 43 条の 2 並びに第 49 条第 2 項（令 第 112 条第 17 項 第 12 項 に規定する構造物に限る。）の規定は、適用しない。

横浜市不燃化推進地域における建築物の不燃化の推進に関する条例（抜粋）

（上段 改正後）
（下段 改正前）

（不燃化推進地域内の建築物）

第 6 条 不燃化推進地域内においては、地階を除く階数が 2 以下であり、かつ、延べ面積が 500 平方メートル以下の建築物は、法第 2 条第 9 号の 2 に掲げる基準に適合する建築物若しくは同号に掲げる基準に適合する建築物以外の建築物で同条第 9 号の 3 イ若し

くは口のいずれかに該当し、外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に同条第 9 号の 2 口に規定する防火設備を有するもの又は建築基準法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和元年政令第 30 号）第 1 条の規定による改正前の令第 136 条の 2 第 1 号から第 7 号までに掲げる基準（3 階以上の階に関する部分を除く。）に適合する建築物としなければならない。ただし、その建築物の全部又は一部が防火地域内にあるもの（その建築物の一部が防火地域内にあるものが防火地域外において防火壁で区画されている場合においては、その防火壁外の部分を除く。）については、この限りでない。

（第 2 項及び第 3 項省略）

地方自治法（抜粋）

第 179 条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第 113 条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第 162 条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第 252 条の 20 の 2 第 4 項の規定による第 252 条の 19 第 1 項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。

前 2 項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は

、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならぬ。

(第 4 項省略)